建築基準法第51条ただし書きの規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条（以下、「法第51条」という。）では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経て、都市計画上支障がないと認めて許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置 （用途地域）	面　積	備 考 （処理施設の種類及び処理能力）
有限会社KARS 代表取締役　谷口　幸雄	北九州市若松区 響町一丁目 62番19の一部 （工業専用地域）	敷地面積： 2，579．95 ㎡ 建築面積：　841．18 ㎡ 〔申請部分　841．18 ㎡〕 延べ面積：　809．85 ㎡ 〔申請部分　809．85 ㎡〕	一般廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 96．0トン／日（24時間）

申請地は付近見取図（291－1）に示すとおり。

（法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由）

申請者は、これまで申請敷地の近接地において、法第51条のただし書きの規定に基づく、ごみ処理施設【96t/日（24時間）】の許可を受け操業している。

このごみ処理施設で、空き容器をスチール缶・アルミ缶・びん・ペットボトルに分別・圧縮し、その圧縮したものを販売している。アルミ缶、スチール缶は、同じ敷地にある「㈱北九州空き缶ﾘｻｲｸﾙｽﾃｰｼｮﾝ（北九州ｴｺﾀｳﾝ企業）」へ、販売している。

今回、申請者及び㈱北九州空き缶ﾘｻｲｸﾙｽﾃｰｼｮﾝの事業拡大等のために、新たな敷地の確保が必要となっていたところ、申請敷地の使用が可能になったため、現在許可を受けているごみ処理施設の部分を、移転新築を行うために申請するものである。

建築基準法第51条ただし書きの規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
付近見取図（用途地域図）

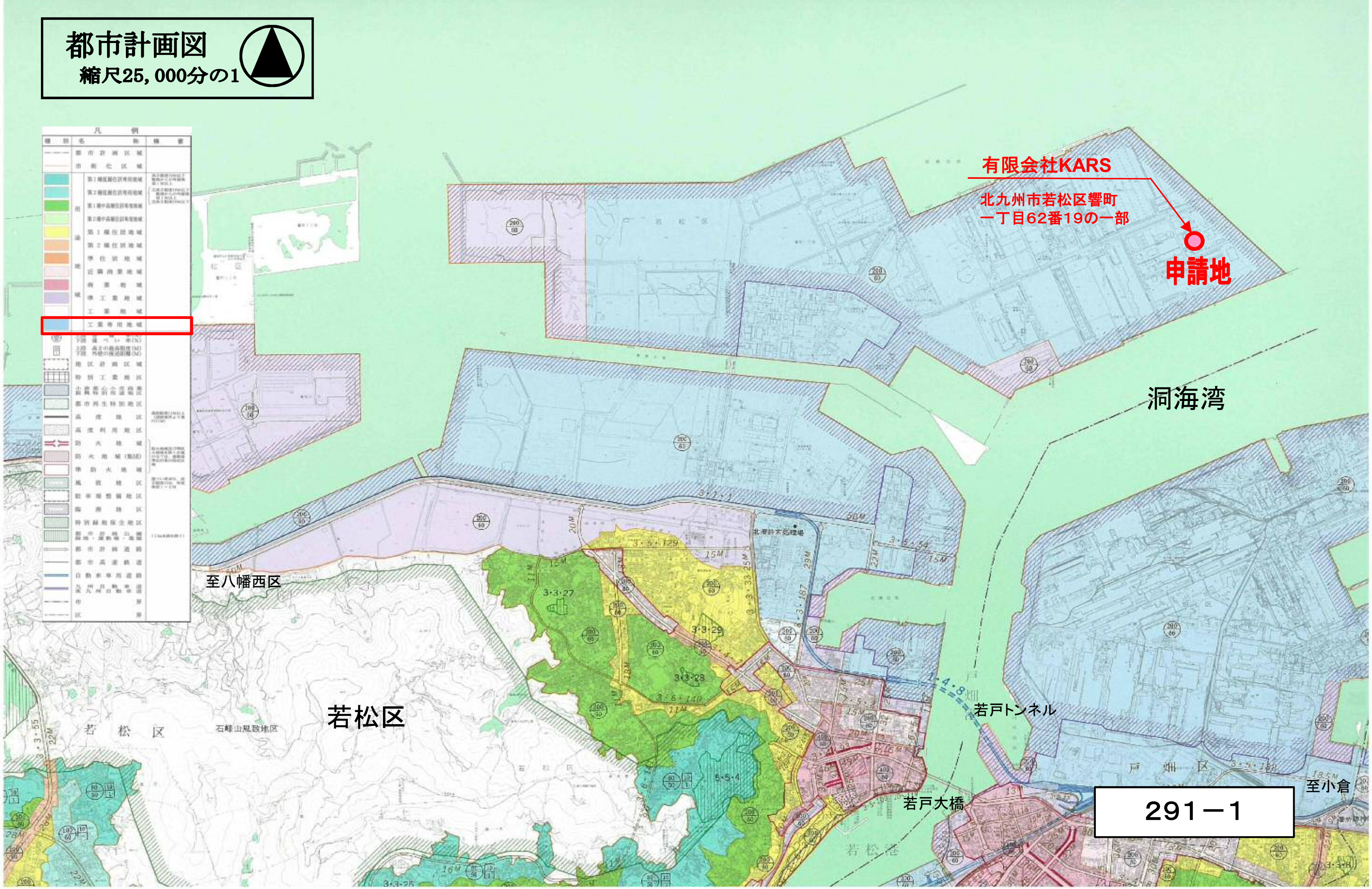

建築基準法第51条ただし書きの規定によるごみ処理施設の
用途に供する建築物の敷地の位置について
用途現況図

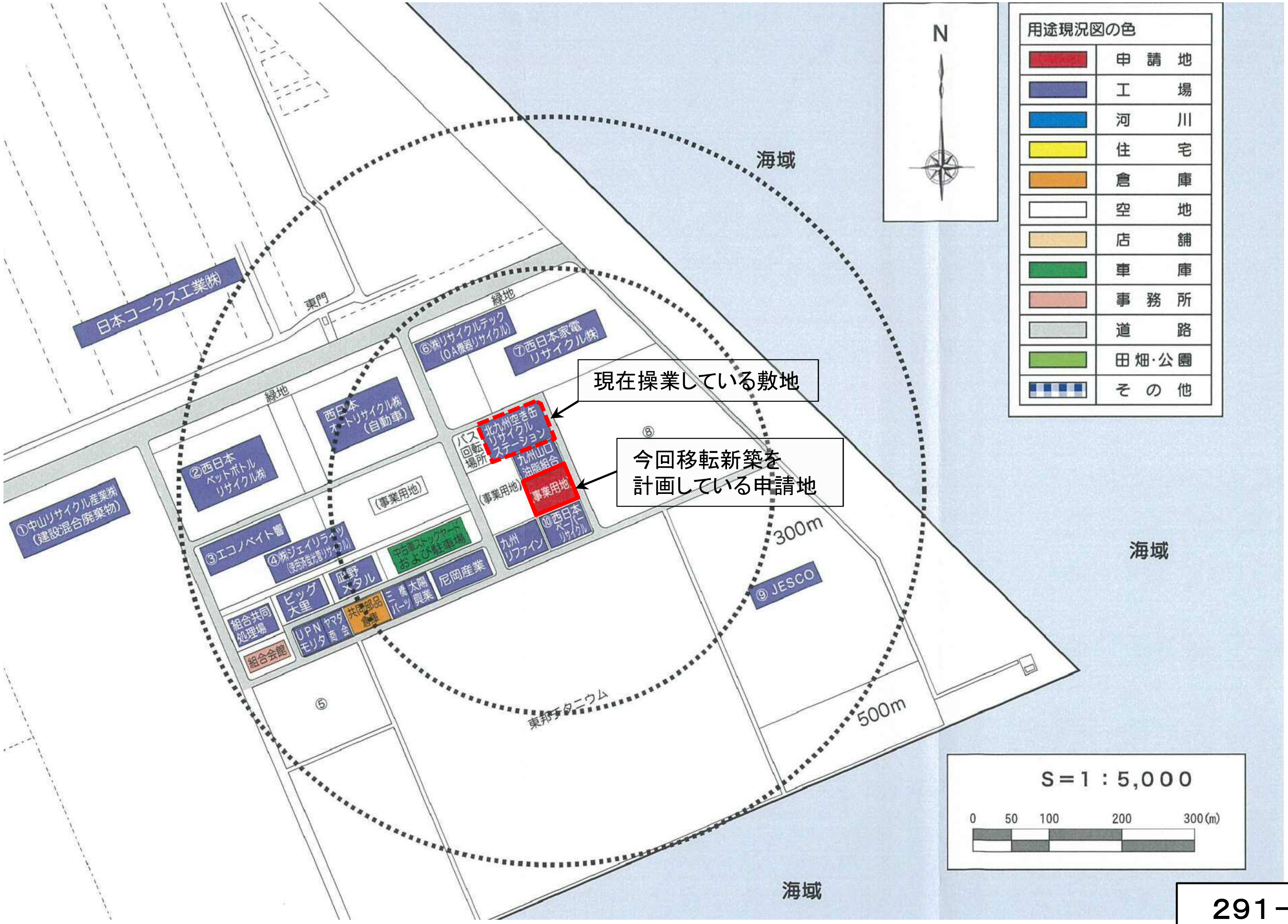

建築基準法第51条ただし書きの規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
運搬計画図

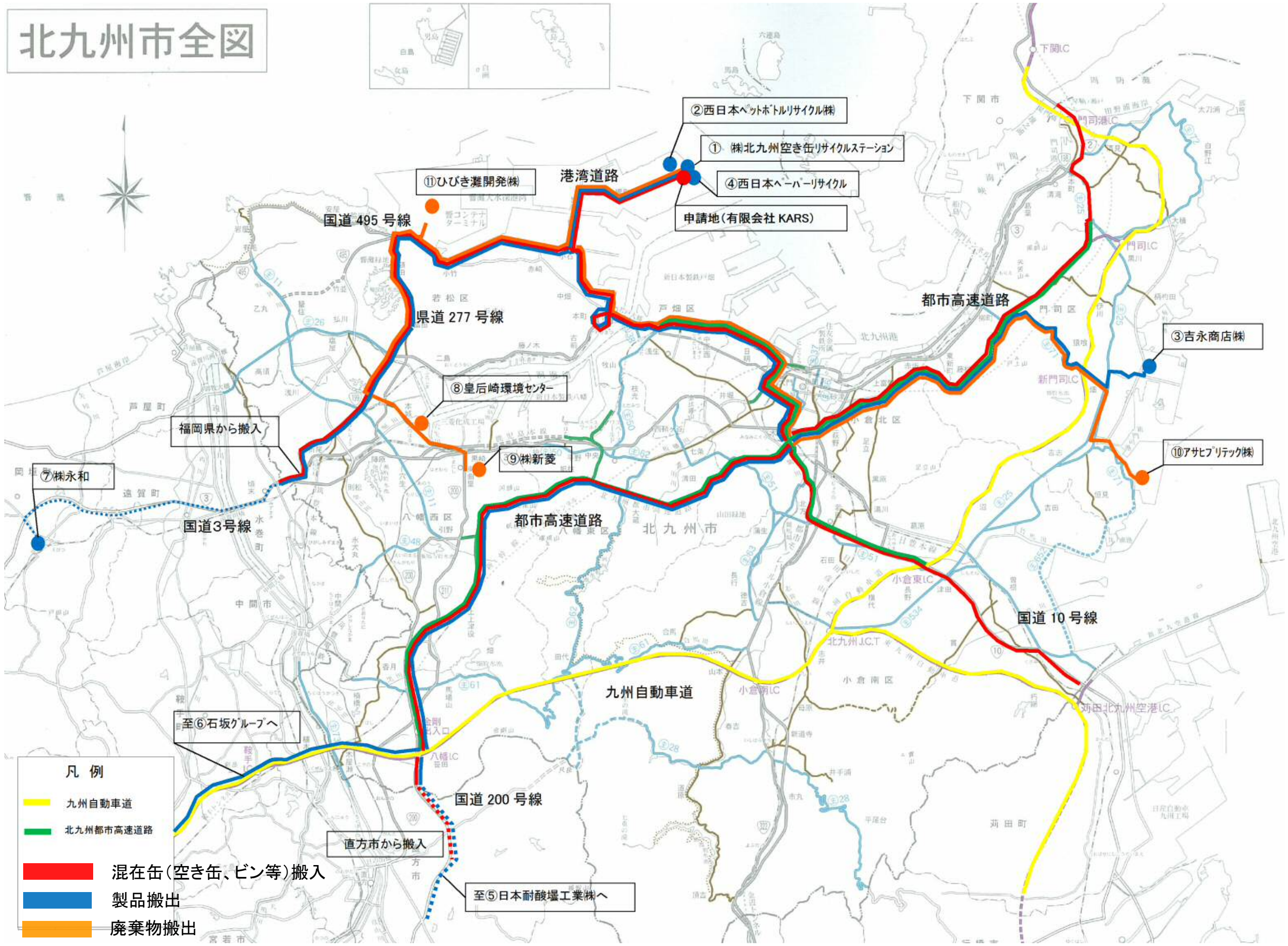

搬出入量　96t／日

搬出入台数（搬入）20台／日
（搬出）14台／日

搬出入経路

【搬入】
- ・福岡県内の飲料メーカー等
- ・事業系一般廃棄物収集運搬業者
- ・直方市

【搬出】

〔有価買取ﾏﾃﾘｱﾙﾘｻｲｸﾙ〕
- **①㈱北九州空き缶ﾘｻｲｸﾙｽﾃｰｼｮﾝ**（若松区響町）
- **②西日本ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙﾘｻｲｸﾙ**（若松区響町）
- **③吉永商店㈱**（門司区新門司北）
- **④西日本ﾍﾟｰﾊﾟｰﾘｻｲｸﾙ**（若松区響町）
- **⑤日本耐酸壜工業㈱**（福岡県田川市）
- **⑥石坂ｸﾞﾙｰﾌﾟ**（熊本県熊本市）
- **⑦㈱永和**（遠賀郡岡垣町）

〔焼却施設〕
- **⑧皇后崎環境センター**（八幡西区夕原町）
- **⑨㈱新菱**（八幡西区大字熊手）
- **⑩ｱｻﾋﾌﾟﾘﾃｯｸ㈱**（門司区新門司）

〔埋立施設〕
- **⑪ひびき灘開発㈱**（若松区小竹）

【計画概要】

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づいて、各企業により排出された産業廃棄物、及び事業系一般廃棄物を当該施設に搬入する。
搬出入に係る運搬経路は、一般道（国道など）、北九州都市高速道路や九州自動車道を主に使用する。
運搬車輌は、塵芥車、アームロール車、ウィング車またはダンプ車等を使用する。
搬出入の際には、搬出入先の安全対策を遵守するとともに、運転手に搬出入についての教育を定期的に行う。

建築基準法第51条ただし書きの規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
配置図

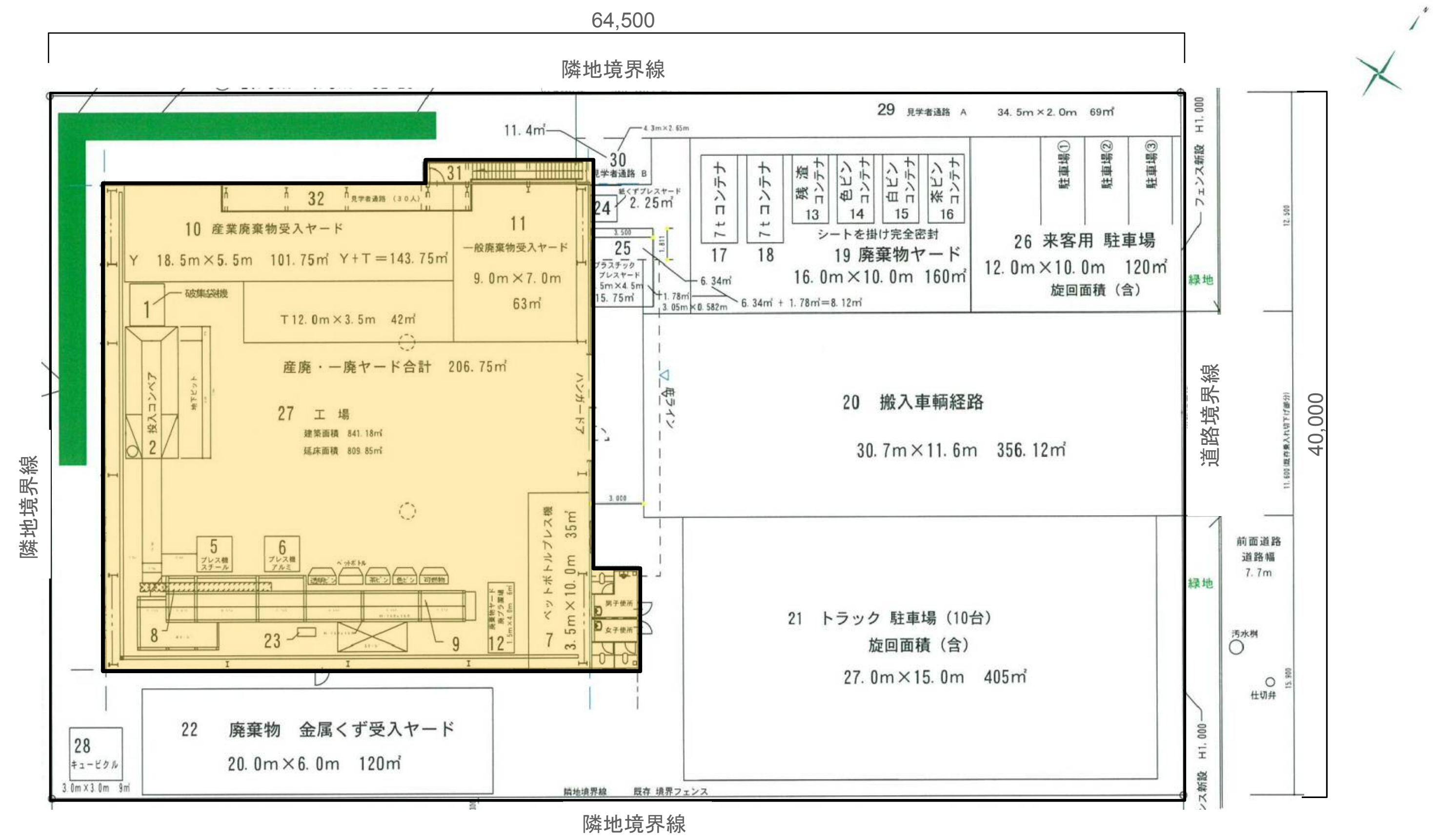

配置図

凡例

- 許可申請建築物
- 緑地（60㎡）

建築基準法第51条ただし書きの規定によるごみ処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
搬入・搬出経路図（一般廃棄物）

記号	名　称	記号	名　称
1	破集袋機	7	ペットボトルプレス機
2	投入コンベア	8	手選別コンベア
3	吊り型磁選機	9	手選別コンベア
4	アルミセパレーター	1 0	産業廃棄物受入ヤード
5	スチールプレス機	1 1	一般廃棄物受入ヤード
6	アルミプレス機	1 2	廃棄物ヤード 廃プラ置場

記号	名　称	記号	名　称
1 3	廃棄物　残 渣	2 3	制 御 盤
1 4	廃棄物 色ビン	2 4	紙くずプレスヤード
1 5	廃棄物　白ビン	2 5	プラスチックプレスヤード
1 6	廃棄物　茶ビン	2 6	来客用駐車場　3台
1 7	廃棄物 7t コンテナ	2 7	建屋
1 8	廃棄物 7t コンテナ	2 8	キュービクル
1 9	廃棄物ヤード	2 9	見学通路　A
2 0	搬入車輌経路	3 0	見学通路　B
2 1	駐車場 運搬車両	3 1	見学通路 階段部
2 2	廃棄物 金属くず 受入ヤード	3 2	屋内 見学通路

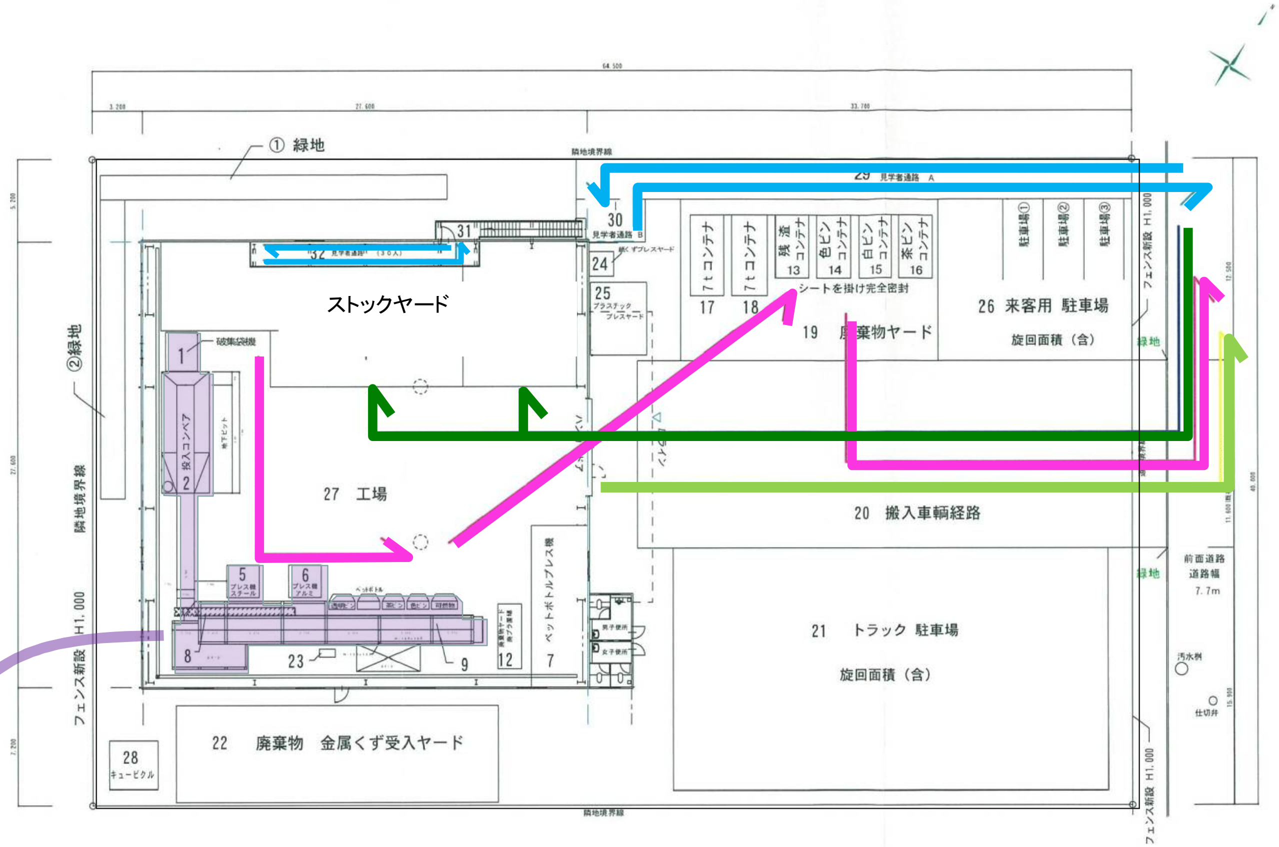

展開図

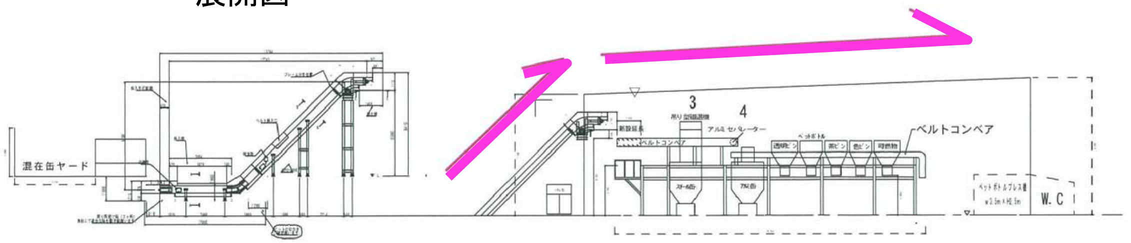

（水色線）	見学ルート
（緑線）	搬入車輌ルート
（桃色線）	選別 保管 搬出の流れ
（黄緑線）	搬入車輌退出ルート

建築基準法第51条ただし書きの規定によるごみ処理施設の
用途に供する建築物の敷地の位置について
処理フロー図 （一般廃棄物）

<対象廃棄物>

混在缶＜（1）～（4）の混在物＞

（1）空き缶／金属くず
（2）空き瓶／ガラスくず
（3）ペットボトル／廃プラスチック類
（4）紙コップ／紙くず

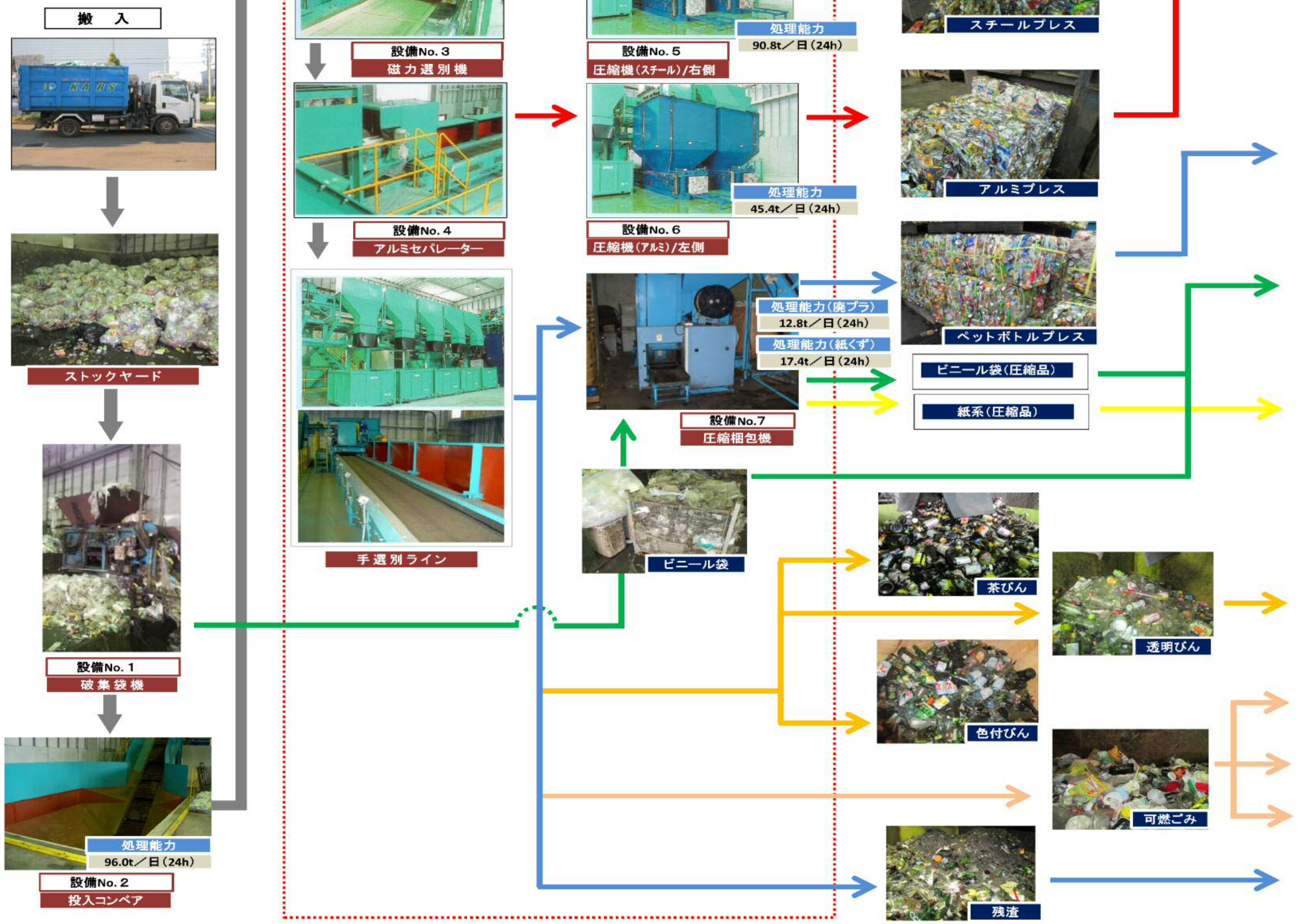

会社名	㈱北九州空き缶リサイクルステーション
処理方法	有価買取
	マテリアルリサイクル
再生品	アルミペレット（脱酸材）、スチールペレット（鉄原料）

会社名	西日本ペットボトルリサイクル㈱ 吉永商店㈱
処理方法	有価買取
	マテリアルリサイクル
再生品	各種繊維製品、非食品容器等の原料

会社名	吉永商店㈱
処理方法	有価買取
	マテリアルリサイクル
再生品	各種プラスチック原料

会社名	㈱西日本ペーパーリサイクル
処理方法	有価買取
	マテリアルリサイクル
再生品	家畜用敷料、再生古紙

会社名	日本耐酸壜工業㈱ 石坂グループ、㈱永和
処理方法	有価買取
	マテリアルリサイクル
再生品	ガラスカレット（原料）、リターナルビン（製品） 軽量骨材

会社名	皇后崎環境センター
処理方法	焼却

会社名	㈱新菱
処理方法	焼却（サーマルリサイクル）

会社名	アサヒプリテック㈱
処理方法	焼却

会社名	ひびき灘開発㈱
処理方法	管理型埋立
	最終処分